

新潟県林業労働力確保改善計画認定要領

平成9年5月1日林第104号
平成10年12月25日林第748号
平成18年3月23日林第1139号
平成27年3月26日林第1145号
平成28年5月9日林第156号
令和3年3月2日林第980号
令和5年6月1日林第218号
令和6年9月4日林第611号
最終改正 令和8年6月15日林第407号

第1 目的

この要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条の規定に基づき、意欲ある林業事業主が作成した、労働環境の改善、募集方法の改善その他雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての林業労働力確保改善計画（以下「改善計画」という。）を認定するために必要な事項について定めるものとする。

第2 申請者の資格

改善計画の申請者の資格は、法第2条第2項に規定された林業労働者を雇用して森林施業を行う事業主とする。

第3 改善計画の作成

- 1 改善計画は本要領で定める様式により作成するものとする。
- 2 新潟県（林政課、地域振興局又は地区振興事務所（以下「地域振興局等」という。）、労働局、森林管理局（署）等関係機関・団体は、改善計画の作成を支援する。

第4 改善計画の認定基準

改善計画は、次に掲げる雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に取り組む場合に認定する。

- 1 常用林業労働者を5年間に3人以上に増加する計画であること。
- 2 事業量を増加させるとともに、事業に係る労働生産性を向上させる計画であること。
- 3 雇用管理者の選任、就業規則の作成が完了しており、「労働保険適用事業所」「社会保険適用事業所」であること。また、雇用管理体制の充実、労働環境の向上等を効率的に推進する計画であること。

- 4 高性能林業機械等の導入、技術者・技能者の配置・養成をする計画であること。

第5 改善計画認定の申請手続

- 1 改善計画の認定を受けようとする事業主は、改善計画認定申請書（様式1、2）に所要の添付資料を添えて、当該改善計画の対象となる事業所所在地を管轄する地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 事業主が他の事業主若しくは林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）と共同して行う改善計画の認定申請は、共同改善計画認定申請書（様式2～4）に所要の添付資料を添えて、当該改善計画の対象となる事業所所在地を管轄する地域振興局長等に提出するものとする。
- 3 申請書を受理した地域振興局長等は意見書を添付の上、知事に申請書に所要の添付資料を添えて、提出するものとする。

第6 改善計画の認定

- 1 知事は、第4の認定基準に基づき、改善計画の妥当性を審査し、適当と認めた場合、速やかに認定するものとする。
- 2 知事は、改善計画の認定を行った場合、計画の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）に通知する（様式5）とともに、管轄地域振興局等、労働局、森林管理局（署）及び支援センターに通知する（様式6）ものとする。

第7 改善計画の変更

- 1 認定事業主は、当該認定に係る改善計画の内容を変更しようとする場合は、改善計画変更申請書（様式7）により、第5、第6に準じた承認を得なければならない。
- 2 変更の承認を必要とする事項は、次のとおりとする。

（1）改善措置の目標を変更する場合

ただし、事業規模拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、歴年を採用している事業主の場合には、歴年とする。以下この項において同じ。）の改善措置の計画量に対する3割を越えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。

（2）改善措置の項目を追加又は廃止する場合

（3）共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合

（4）改善計画の実施期間を変更する場合

（5）改善措置の実施時期を変更する場合

ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。

(6) 改善措置の実施にかかる資金計画について、「改善計画認定申請書」の内訳ごとの設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

なお、その他の認定計画の軽微な変更については、「改善計画変更届出書」(様式8)の受理をもって変更に代えることができる。

3 知事は、認定計画の変更の認定を行った場合、申請者に通知する(様式9)とともに、管轄地域振興局等、労働局、森林管理局(署)及び支援センターに通知する(様式10)ものとする。

4 変更後の改善計画の実施期間は、変更前の改善計画の実施期間を含めて概ね5年間以内とする。

第8 改善計画の認定の取消し

知事は、認定事業主が認定計画に従って改善措置を実施していないと認めるとき、あるいは認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、又は当該認定計画が法第5条第3項1～4号の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、その認定を取り消すことができる。

なお、認定の取り消しを行った場合は、申請者に通知する(様式11)とともに、管轄地域振興局等、労働局、森林管理局(署)及び支援センターに通知する(様式12)ものとする。

第9 改善計画実施状況等の報告

1 支援センターとの共同計画の場合

(1) 認定事業主は毎事業年度の改善計画の実施状況について、「改善措置実施状況報告」(様式13)を当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までに支援センターに提出するものとする。

(2) 支援センターは、毎事業年度の実施状況についてとりまとめ、所在地を管轄する地域振興局等を経由のうえ知事に報告するものとする。

(3) 認定事業主は改善計画の実施期間が終了したときは、速やかに雇用管理及び事業に関する状況について、「改善措置実施結果報告」(様式14)を支援センターに提出するものとする。

(4) 支援センターは、前項についてとりまとめ、事業所所在地を管轄する地域振興局等を経由のうえ知事に報告するものとする。

2 単独計画の場合

(1) 認定事業主は毎事業年度の実施状況について、「改善措置実施状況報告」(様式13)を、事業所所在地を管轄する地域振興局等を経由の上、知事に報告するものとする。

なお、報告期限は、上記1の(1)に準じるものとする。

(2) 認定事業主は改善計画の実施期間が終了したときは、雇用管理及び事業に

関する状況について、「改善措置実施結果報告」（様式 14）を、事業所所在地を管轄する地域振興局等を経由の上、速やかに知事に報告するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。